

『現代保険・海商法30講＜第9版＞』正誤表

	該当箇所	誤	正
第1講	8頁3行目	「施行される」	「施行された」
	同5行目	「改定されつつある」	「改定された」
	14頁5行目	「商法の保険契約に関する」	「保険法の」
第7講	59頁10行目	「百選25事件」	「商法百選25事件」
	65頁下から4行目	「商法」	「法律（保険13条参照）」
第8講	71頁下から2行目	「旧商法」	「商法」
第9講	78頁6行目	「商法」	「保険法」
	82頁8～9行目	「商法上，陸上運送には，湖川・港湾の運送も含まれるが（旧商560条参照），」	「通常，陸上運送には，湖川・港湾の運送も含まれるが，」

<p>82頁 3-1(2)</p>	<p>差替え</p>	<p>(2)内容 ① 保険の目的物 運送保険における保険の目的物は運送品(貨物)であり、運送用具および旅客を含まない。運送品(貨物)とは運送の目的となる動産をいう。運送契約の目的たる物品にかぎられず、運送人が自己所有の物品を自己のために運送する場合でも保険の目的物となりうる。 被保険者は、運送品(貨物)の所有者(荷主)であり、保険契約者は、運送品(貨物)の所有者である場合と、運送業者である場合がある。 ② 保険金を支払う損害 保険金は、保険事故により運送品(貨物)に生じた損害に対して支払われる(運送約款1条)。このほか、「損害防止費用」「救助料」「継搬費用」「共同開村分担金」の損害に対しても保険料が支払われる(運送約款2条)。運送賃その他の費用は、保険価額に含めることができる(運送約款6条参照)。このように運送保険は物保険として構成されているが、特約により、運送人の賠償責任負担の危険を担保することが可能である(運送賠償責任保険)。 ③ 保険事故 保険金支払いの対象となる保険事故については、「火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・墜落等」に限定する「特定危険担保」と特定危険に加えすべての偶然な事故を対象とする「オール・リスク担保」を選択可能である。保険金を支払わない場合については、運送約款3条以下が列挙している。保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失(3条)。運送品(貨物)の自然の消耗や性質・欠陥による腐敗、変色、さび等。荷造りの不完全。運送の遅延。間接損害等(4条)。戦争・内乱。公権力による処分。ストライキ等(5条)。 ④ 保険期間 運送保険における保険期間は、特約がないかぎり、運送人が運送品を受取った時から、これを荷送人に引き渡す時までである。運送時にかぎらず、運送品が運送人の保管のもとにある全期間が保険期間である。ただし、約款では、運送品が運送人から荷送人等に引き渡される前であっても、運送品が保険証券記載の引渡場所に到着した後24時間が経過したときは、保険者の責任は終了すると定めている(運送約款7条)。 ⑤ 保険価額 通常、運送保険では、契約に際して、保険の対象である運送品(貨物)の価額を協定し(協定保険価額)、これと同等の額を保険金額としている。予め保険価額を定めなかった場合には、約款の規定により、保険価額は保険金額と同額とみなされる(運送約款6条)。すなわち運送保険は評価済保険である。 保険価額は、仕切状(荷送人が荷受人に発行する納品書、請求書等運送品(貨物)の明細(数量・金額等)が記載されたもの)面価額または運送品(貨物)の発送の地および時における価額を基準として協定される。</p>
<p>83頁 3-1(3)</p>	<p>差替え</p>	<p>(3)危険の変更・増加 運送保険約款8条は、「保険証券記載の発送地、積込港、荷卸港もしくは仕向地の変更、輸送用具が順路外に出たこと」等、危険が変更・増加する事実を知った保険契約者、被保険者等は、遅滞なく保険者に通知し、承諾を得なければならないと規定している。保険契約者等が、故意または重大な過失によって、事実を知りながら保険者に通知しなかった場合、または保険者が承諾しなかった場合、その事実があった時以後に生じた損害につき保険者は免責される。</p>

	83頁～84頁 3-1(4)	差替え	(4)効果 ① 保険証券交付義務 運送保険契約における保険証券には、損害保険証券一般に記載すべき事項のほか「運送の道筋および方法」「運送人の氏名または商号」「運送品の受取および引渡の場所」「運送期間の定めがあるときは、その期間」を記載する。 ② 損害てん補義務 保険の目的物である運送品(貨物)の損害額については、全損の場合には、損害額は保険価額に一致し、分損の場合には、到達地における毀損した状態での価額と毀損しない状態での価額との差額の後者に対する割合を保険価額に乗じた額である(運送約款21条)。運送保険においては、保険者のてん補責任額は、1回の保険事故ごとに保険金額を限度とし、かつ「全額主義」(第7講1・1参照)がとられている(運送約款23条)。
	84頁下から2行目 ～最終行	「運送用具未確定の ～おかれている。」	「旧商法に運送用具未確定の～おかれていた。」
第12講	124頁6行目	「他人」	「第三者」
第13講	126頁10行目	破産法104条	破産法71条
	126頁下から5行目	商法	保険法
	127頁15行目	(商674条2項)	(保険47条1項)
	130頁下から9行目	商法	保険法
	132頁最終行	商法641条	旧商法641条(保険17条1項)
第14講	147頁5行目	「傷害疾病定額保険契約」	「傷害疾病損害保険契約」
第17講	179頁下から5行目	「船舶登記規則2条」	「船舶登記令4条」
	同 下から3行目	「船舶登記規則6条」	「船舶登記令3条」
第20講	197頁下から4行目	「改正して現在に及んでいる。」	「改正し、その後、「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書」がわが国についても効力を生じたため、平成17年の改正により旅客の死傷による損害に関して責任制限が撤廃された。」
	202頁下から4行目	(船責4条2項)	(船責4条)
	204頁 下から9～6行目	「責任制限は、～。後者の」	削除

205頁 4行目～6行目	「また、旅客の損害に関する～（船責6条5項）。」	削除	
第27講	262頁27行目	「最近では1990年に改正）。」	「最近では、2010年に改正）。」